

兵庫県立尼崎総合医療センター院内保育所等運営事業者選定に係るプロポーザルの募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立尼崎総合医療センターの指定場所において、兵庫県立尼崎総合医療センター院内保育所及び病児・病後児保育所（以下、「院内保育所等」という。）を運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年9月17日

兵庫県立尼崎総合医療センター院長 平家 俊男

1 公募内容

(1) 件名

兵庫県立尼崎総合医療センター院内保育所等運営事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立尼崎総合医療センター院内保育所等運営業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

(3) 施設の概要

① 所在地

尼崎市東難波町2丁目17番77号

② 施設の名称

兵庫県立尼崎総合医療センター院内保育所

(4) 委託期間

令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで。

（地方自治第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。

なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 次の3つの要件を満たす者（いずれも、業務委託契約による運営を含む。）

① 近畿府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に本社又は営業所等を有する法人等であること。

② 保育施設の運営実績が令和6年3月31日時点で5年以上継続してあること又は病院の院内保育所の運営実績が令和6年3月31日時点で5年以上継続してあること。

③ 病児・病後児保育所の運営実績が令和6年3月31日時点で5年以上継続して有する保育事業者であること。

(2) 許認可等の取得者

本運営業務に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。

(3) 欠格要件のない者

法人及びその代表者等が次の①から⑩までのいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

② 兵庫県から指名停止措置を受けている者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生手続きがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない（できない）者

⑥ 認可外保育施設指導監督の指針（令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長通知。）及

び国の病児・病後児保育事業実施要綱を遵守していない（できない）者

- ⑦ 国税及び県税を滞納している者
- ⑧ 本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けている者
- ⑨ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) 第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑩ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 成年被後見人または被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等

3 参加手続

(1) 事務局

〒660-8550 兵庫県尼崎市東難波町2丁目17番77号
兵庫県立尼崎総合医療センター総務部総務課 担当（南）
電 話 (06) 6480-7000（代）
F A X (06) 6480-7001
メールアドレス Hiroshi_Minami@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要領の配布

令和6年9月17日（火）から令和6年10月1日（火）までに当院ホームページ (<https://agmc.hyogo.jp/>) からダウンロードすること。

(3) 参加申込書及び関係書類

ア 参加申込書提出方法

募集要領に定める参加申込書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和6年10月11日（金）までの午前9時から午後5時まで（但し、土曜日、日曜日、祝日及び12時00分から13時00分までを除く。）。郵送の場合は、令和6年10月11日（金）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

募集要領に定めるもの

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

令和6年10月2日（水）から10月16日（水）の午前9時から午後5時まで（但し、土曜日、日曜日、祝日及び12時00分から13時00分までを除く。）に、募集要領に定める様式により事務局へ電子メールで提出すること。

イ 回答方法

内容については、令和6年10月23日（水）午後5時までに、参加申込書を提出した者に対し電子メールにより回答する。

(5) 提案書等

ア 提案書提出方法

募集要領に定める提出書類、様式等により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 提出期限

令和6年10月31日（木）までの午前9時から午後5時まで（但し、土曜日、日曜日、祝日及び12時00分から13時00分までを除く。）。郵送の場合は、令和6年10月31日（木）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類、資料
募集要領に定めるもの

4 委託候補者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立尼崎総合医療センター院内保育所等選定プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において、書類審査及び下記プレゼンテーションに基づき、行う。

(2) プレゼンテーションの実施

- ① 日 時 令和6年11月7日（木）午後1時30分から
- ② 場 所 兵庫県立尼崎総合医療センター4階 会議室2
- ③ 所要時間 1者25分程度（質疑応答を含む。）

(3) 委託候補者の選定方法

委員会の選定結果に基づき、委託候補者を決定する。

(4) 審査結果の通知

参加者全員に対して文書で通知する。

(5) 選定後の取り扱い

委託候補者を兵庫県立尼崎総合医療センターの院内保育所等運営業務委託の受託予定者とし、契約の交渉を行う。

5 その他

(1) 留意事項

- ① 応募者は応募書類の提出を持って本募集要領の記載内容及び条件を承諾したものと見なす。
- ② 応募に関する費用は応募者の負担とする。
- ③ 応募に係る一連の手続きおよび契約に関する手続において使用する言語および通貨については、日本語および日本国通貨に限るものとする。
- ④ 提出された応募書類の変更はできないものとする。ただし、誤字・脱字等軽微な修正はこの限りでない。
- ⑤ 提出された応募書類は返却しない。
- ⑥ 次のいずれかに該当する場合は、原則として失格とする。
 - ア 提出期限を過ぎてから応募書類の提出があった場合。
 - イ 応募書類に虚偽の記載があった場合。
 - ウ 本募集要領に違反すると認められた場合。

(2) その他

詳細は、募集要領による。